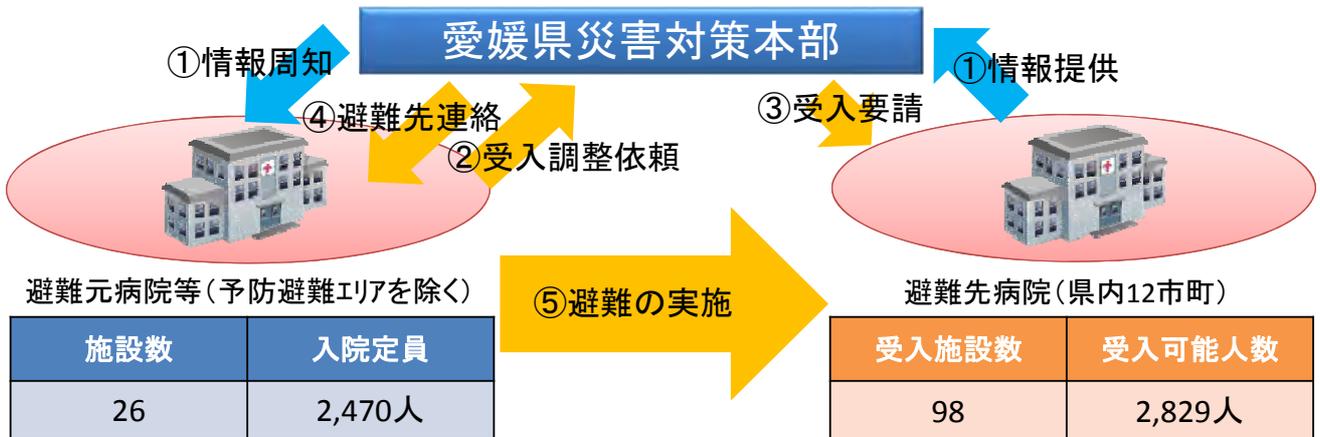


※伊方町を除く  
 ※( )は受入可能人数  
 ※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難

## 愛媛県におけるUPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整システム

- 半径5~30km圏にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,470人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。



### マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施

# UPZ圏内の社会福祉施設の避難先

- 半径5～30km圏にある全ての社会福祉施設(104施設3,195人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(22施設155人)は家族への引き渡しを優先。家族への引き渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

## <5～30km圏内(予防避難エリアを除く)>

施設区分	施設数	入所定員
救護施設・授産施設	1	70人
児童福祉施設	1	40人
老人福祉・介護保険施設	73	2,623人
<b>合計</b>	<b>75</b>	<b>2,733人</b>

施設ごとの  
避難先を確保

## <30km圏外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
3	83人
3	69人
154	2,792人
<b>160</b>	<b>2,944人</b>

施設区分	施設数	入所定員
障害福祉施設	29	462人

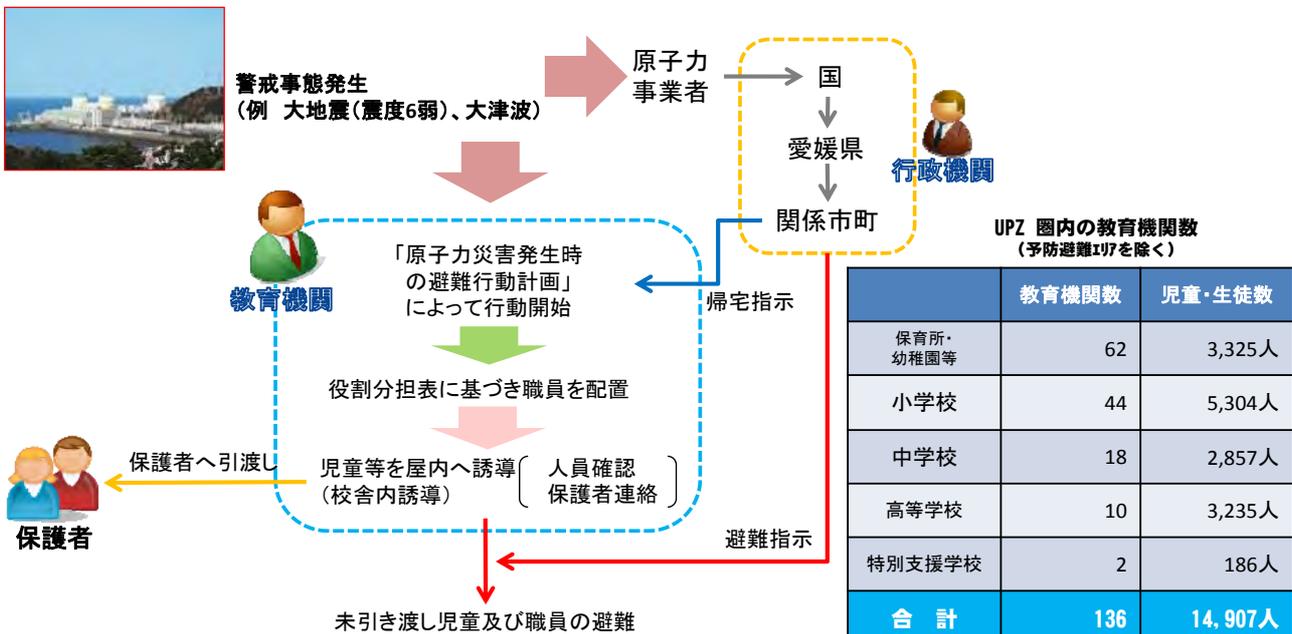
※1

受入施設数	受入可能人数
18	307人

- ※1: 短期入所、グループホームの一部(22施設155人)は家族への引き渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引き渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。  
 ※2: 山口県のUPZ圏内に社会福祉施設は存在しない。

# UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

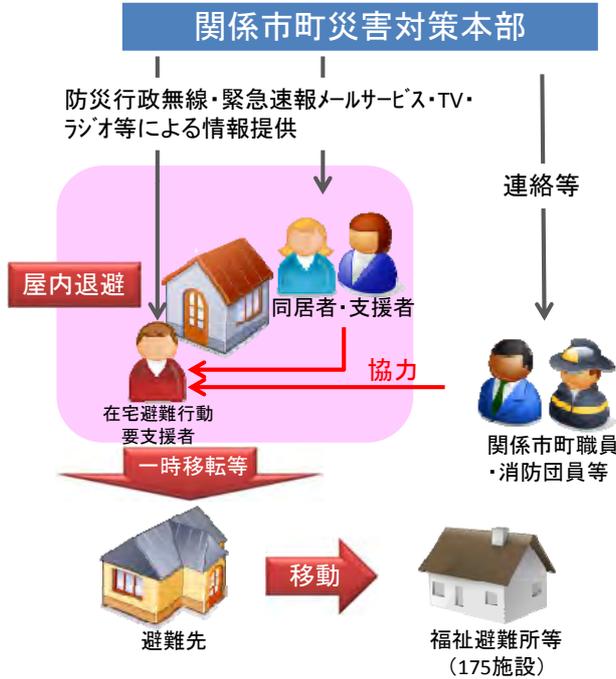
- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しが出来ない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は未引き渡し児童等とともに避難を行う。
- 校長、園長等は随時、市(町)災害対策本部と連携を図る。



※ 山口県のUPZ圏内に学校・保育所等は存在しない

# UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数 (暫定値)  
(予防避難エリアを除く)

		5~30km圏内
愛媛県	八幡浜市 (やわたはまし)	3,608人 (3,608人)
	大洲市 (おおすし)	1,887人 (1,097人)
	西予市 (せいよし)	1,309人 ( 840人)
	宇和島市 (うわじまし)	105人 ( 40人)
	伊予市 (いよし)	9人 ( 7人)
	内子町 (うちこちょう)	0人 ( 0人)
<b>合計</b>		<b>6,918人 (5,592人)</b>
山口県	上関町 (かみのせきちょう)	0人 ( 0人)

- ※1 ( )内は支援者有り
- ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
- ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

# UPZ圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

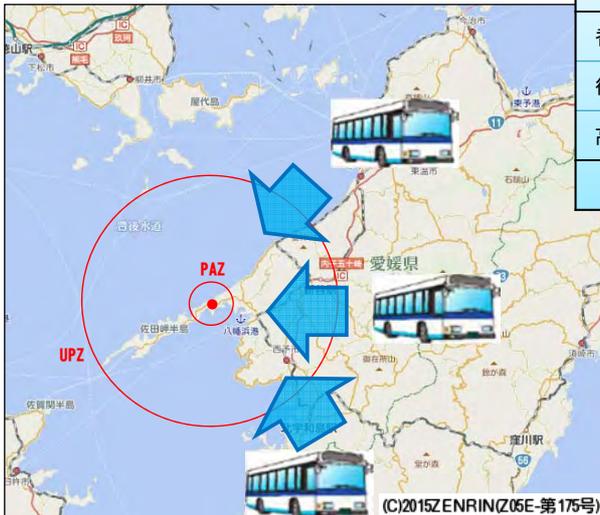
- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

山口県では、上関町が町定期船を輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

愛媛県内のバス会社	保有台数
32社	873台

四国各県保有バス台数	
県名	保有台数
香川県	645台
徳島県	511台
高知県	589台
<b>計</b>	<b>1,745台</b>



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

## UPZ圏内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護対策施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経路所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センターにおいて屋内退避を実施。



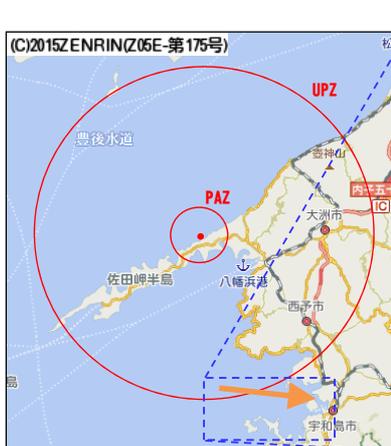
**避難経路：**  
大島港→[船舶移動(定期船・自家用船舶等)]→八幡浜港→市民スポーツセンター(一時集結所)→愛媛県総合運動公園(避難経路所(松山市))



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請 81

## UPZ圏内における離島（愛媛県宇和島市嘉島）の防護措置

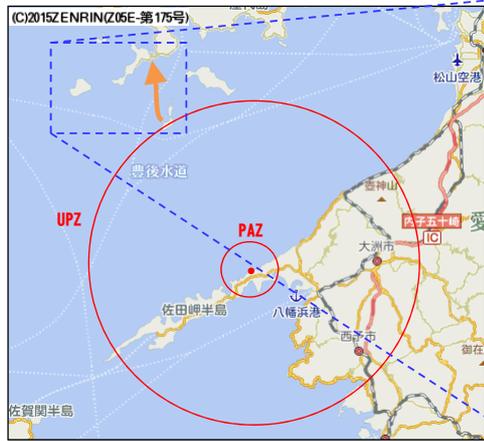
- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2名を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（一時避難所）において屋内退避を実施。



**避難経路：**  
嘉島港(一時集結所)→[船舶移動(定期船・自家用船舶、宇和島市公用船等)]→宇和島港→三間町公共施設(避難先施設)

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請 82

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町立中央公民館（島外避難所）に町職員2名1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町立中央公民館へ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。



**避難経路:**  
八島ふれあいセンター（島内集合場所）→八島港→  
【船舶移動（かみのせき丸）】→室津港→上関町立中央公民館（島外避難所）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）に支援を要請 83

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

<p>⑦ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）</p> <p><b>【対象】</b> 徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 物資及び資機材の提供</li> <li>② 施設、設備及び機器の使用又は貸与</li> <li>③ 職員の派遣</li> <li>④ 試験検査等の実施その他の役務の提供</li> <li>⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ol>	<p>④ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）</p> <p><b>【対象】</b> 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供</li> <li>③ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供</li> <li>④ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</li> <li>⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供</li> <li>⑥ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項</li> </ol>	<p>⑨ 九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）</p> <p><b>【対象】</b> 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の派遣</li> <li>② 食料、飲料水及び生活必需品の提供</li> <li>③ 避難施設及び住宅の提供</li> <li>④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保</li> <li>⑤ 医療支援</li> <li>⑥ その他応援のため必要な事項</li> </ol>
<p>⑦ 愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 連絡通報について</li> <li>② 情報交換会の開催等について</li> <li>③ 愛媛県ウェブサイトへの山口県職員の受入れについて</li> <li>④ 原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて</li> </ol>	<p>④ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）</p> <p><b>【対象】</b> 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供</li> <li>③ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供</li> <li>④ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</li> <li>⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供</li> <li>⑥ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項</li> </ol>	<p>⑨ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）</p> <p><b>【対象】</b> 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の派遣</li> <li>② 食料、飲料水及び生活必需品の提供</li> <li>③ 避難施設及び住宅の提供</li> <li>④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保</li> <li>⑤ 医療支援</li> <li>⑥ その他応援のため必要な事項</li> </ol>
<p>⑦ 愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 連絡通報について</li> <li>② 情報交換会の開催等について</li> <li>③ 愛媛県ウェブサイトへの大分県職員の受入れについて</li> <li>④ 原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて</li> </ol>	<p>④ 原子力災害等発生時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）</p> <p><b>【対象】</b> 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子力防災資機材の提供</li> <li>② 職員の派遣</li> </ol>	<p>① 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）</p> <p><b>【応援内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人的支援及び輪旋</li> <li>② 物的支援及び輪旋</li> <li>③ 施設又は業務の提供及び輪旋</li> <li>④ その他特に要請のあったもの</li> </ol>

## 7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制

85

### PAZ圏内及び予防避難エリア防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 愛媛県は、伊方町のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



86